

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：上水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和45年8月20日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	北広島市	職員数※ (H19. 4. 1現在)	24
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	75 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1645
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	823
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0.66 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率※ (%)	16.5 (H19)
		経常収支比率※ (%)	91.6 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	北広島市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	北広島市長 上野 正三
既存計画との関係	北広島市水道事業財政計画（H17～H19）（H20～H22）
公表の方法等	ホームページに掲載・市議会常任委員会に報告
基本方針	昭和63年に累積欠損金を解消して以来、黒字基調で推移してきたが、近年の給水人口の増加率減少に伴う収益の伸び率低下に対応するため、現行の料金水準を維持しながら、引き続き黒字経営を維持するよう健全経営に努める。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			86	86
	補償金免除額			10	10
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業	0	0	85798	85798
合 計 (A)		0	0	85798	85798
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	85798	85798

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>全面受水団体の当水道事業は、認可から昭和60年までの間、毎年のように行なった料金値上げと市からの財政援助により、昭和63年度に累積欠損金を解消して以来、小幅ではあるが黒字を維持してきている。総収支比率、経常収支比率は、全国類似団体の平均を下回っているものの100%を超え、安定した経営状況となっており、また、繰入金比率も収益的収入が0.01、資本的収入が0.00と繰入金に依存しない健全な経営が行なわれている。</p> <p>自己資本構成比率は全国平均を約16ポイント上回っているが、これは昭和57年度から平成5年度までの間、料金の低減策として起債の借入をしなかったことから、負債・資本の額が全国平均を大きく下回っていることに起因する。</p> <p>しかしながら、当市は市街地が分散しているため、施設効率が13.78%と全国平均を大きく下回り、更に職員一人当たりの給水人口及び給水収益は全国平均をやや下回っている。これは大口使用者が少なく家庭用の水量割合が高いという特殊な要因によるものである。よって、昨今の節水意識の高揚、少子高齢化等生活様式の変化や給水人口の伸び率低下による給水収益の減少は、水道事業経営に与える影響が大きく、減収に対応するためには、人件費及びその他事務経費の削減が大きな課題である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 職員定数の削減</p> <p>平成18年度に損益勘定職員を1名減員したことにより、受水を主とする全国平均の値を大きく下回っていた職員一人あたりの給水人口が、2,866人となり、全国平均値（H17年2,922人）にほぼ近い数値となった。また、資本勘定職員についても平成18年度に1名減員し、人件費の削減をし、それまで26名だった水道事業職員を24名としており、更に平成23年度に1名削減し、23名とする。</p>
	<p>課 題 ② 給与水準の適正化</p> <p>国家公務員の給与構造改革に準じて平成19年7月から給与制度に見直しを実施した。具体的には、若年の係員層については給料水準の引下げを行わず、中高年齢層の給料水準を7%引下げ、給料表全体では平均4.8%引下げることにより、地域における民間給与の実態をより反映させたものとした。</p> <p>特殊勤務手当についても同時に見直しを行い、水道事業については全廃している。</p>
	<p>課 題 ③ 積立金及び引当金の有効活用</p> <p>修繕引当金取り崩しによる修繕費の平準化を図るほか、建設改良積立金の取り崩しによる大規模建設改良事業の実施及び減債積立金取り崩しによる企業債の繰上償還をすることにより、平成23年度までの企業債利息の償還金を抑制する。</p>
	<p>課 題 ④</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算見込)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,129	1,140	1,154	1,163	1,155	1,171	1,171	1,185	1,192	1,195	
		(1) 料 金 収 入	1,052	1,064	1,079	1,096	1,088	1,102	1,107	1,113	1,119	1,124	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他	77	76	75	67	67	69	64	72	73	71	
								68	64				
			3	2	2	1	2	3	3	2	2	2	
	収 入	(1) 補 助 金											
		他 会 計 補 助 金											
		そ の 他 補 助 金											
	収 入 計 (C)	(2) そ の 他	3	2	2	1	2	3	3	2	2	2	
							8	7					
		1,132	1,142	1,156	1,164	1,157	1,174	1,174	1,187	1,194	1,197		
収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,024	1,048	1,065	1,076	1,063	1,097	1,120	1,127	1,135	1,152	
		(1) 職 員 給 与 費	194	190	187	190	186	192	196	196	197	198	
		基 本 給	100	98	97	98	95	96	97	97	97	98	
	2. 経 費	退 職 手 当											
		そ の 他	94	92	90	92	91	96	99	99	100	100	
								96	97				
	支 出	(2) 経 費	589	610	626	635	628	652	642	640	633	646	
		動 力 費	10	10	10	10	11	11	11	10	10	10	
		修 繕 費	59	56	81	73	66	74	70	71	74	76	
		材 料 費	19	45	33	37	29	72	42				
そ の 他		501	499	502	515	522	44	43	40	29	40		
支 出 計 (D)	(3) 減 価 償 却 費	241	248	252	251	249	26	31					
							523	518	519	520	520		
							508	500					
支 出	2. 営 業 外 費 用	68	61	54	49	48	253	282	291	305	308		
	(1) 支 払 利 息	67	60	54	49	48	253	281					
	(2) そ の 他	1	1				47	37	36	35	34		
支 出 計 (D)							47	35					
							46	36	35	34	33		
支 出 計 (D)							46	35					
							1	1	1	1	1		
支 出 計 (D)			1,092	1,109	1,119	1,125	1,111	1,144	1,157	1,163	1,170	1,186	
								1,109	1,094				

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度) (決算)	平成20年度 (計画第2年度) (決算見込)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※ (%)	96.9	96.7	97.1	97.9	98.3	96.8 99.8	96.2 100.6	96.2	96.1	95.3	
総収支比率(法適用) (%)	103.4	102.8	103.2	103.3	103.9	102.6 105.9	101.5 106.4	102.1	102.1	100.9	
経常収支比率(法適用) (%)	103.7	103.0	103.3	103.5	103.9	102.6 106.2	101.5 106.8	102.1	102.1	100.9	
営業収支比率(法適用) (%)	110.3	108.8	108.4	108.1	108.6	102.4 110.1	101.2 109.6	101.9	101.9	100.8	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0 0.0	0.0	0.0	0.0	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0 0.0	0.1 0.0	0.1	0.1	
	うち基準内繰入金 (%)	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0 0.0	0.1 0.0	0.1	0.1	
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										
	資本的収入分 (%)	24.1	26.3	28.2	0.4	0.0	0.0 0.0	3.4 1.2	7.5	7.9	8.1
	うち基準内繰入金 (%)	24.1	26.3	28.2	0.4	0.0	0.0 0.0	3.3 1.2	7.9	8.1	8.3
	うち基準外繰入金 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(収益的収入計(総収益)－他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金))／(収益的支出計(総費用)＋地方債償還金(資本的支出に係るもの))×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

- (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
- (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100
- (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
- (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100
- (7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100
- (8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
- ・ 料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
- 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
- ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量
- (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
- ・ 使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	現在の料金設定は口径別基本料金、用途別使用料金による水道料金を徴収するものである。平成18年度現在、家庭用20㎡での水道料金は3,969円と、道内35市のなかで11位と高位にあり、平成17年度の受水を主とする類似団体及び全国平均値を上回っている。従来まで右肩上がりに伸びてきた料金収入が平成18年度は前年度収益を割り込んでおり、今後も回復要因は見当たらないため、過去3年間の平均の家庭用一人当たり料金(13.68千円)を参考に、今後の料金収益を見込むものとする。
2 他会計繰入金の見込み	従来どおり、消火栓の設置、維持管理に係る繰入基準内について見込むものとする。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	平成20年～21年に予定している水道管理センターの建設。約2億3千万円の財源内訳は、企業債5千万円、 建設改良積立金の取り崩し額9千万円、内部留保資金9千万円とする。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	修繕引当金の取り崩しにより、修繕費の平準化を図るとともに費用の抑制を図る。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="170 272 622 432">○ 地方公務員の職員数の純減の状況 <li data-bbox="170 432 622 1155">○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="219 512 622 735">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 <li data-bbox="219 735 622 871">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 <li data-bbox="219 871 622 1007">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 <li data-bbox="219 1007 622 1155">◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成17年5月に「行財政構造改革大綱」を策定後、18年3月に「北広島市集中改革プラン」を策定した。集中改革プランでは新規採用を抑制することにより、平成18年度から10年間で15%(80人程度)の職員を削減することとしている。集中改革プランでの職員削減目標は、平成17年4月1日524人(内上水26人)を起点に、平成22年4月1日490人(6.5%削減)、平成27年4月1日443人(15%削減)(内上水24人)である。これまで平成18年4月1日510人(内上水24人)、平成19年4月1日508人で、2年間で3%削減したところである。</p> <p>国家公務員の給与構造改革に準じて平成19年7月から給与制度に見直しを実施したところであり、具体的には、若年の係員層については給料水準の引下げを行わず、中高年齢層の給料水準を7%引下げ、給料表全体では平均4.8%引下げることにより、地域における民間給与の実態をより反映させたものとした。特殊勤務手当についても同時に見直しを行い、13種類あった手当のうち、社会情勢の変化や技術の進歩などにより特殊性が薄れているものなど9種類の手当を廃止した。(※上下水道部局においては全廃)</p> <p>技能労務職員の給与については、国における職員の給与を参考とし、また、その職務の性格や内容を踏まえながら、民間との均衡にも留意して見直し方針の検討を進め、早期に適正な給与制度の運用を行っていく。(※上下水道部局における職員には技能労務職員は該当なし。)</p> <p>定年退職時の特別昇給については、国に準じ平成17年度に廃止した。(従前から運用実績はない。)</p> <p>福利厚生事業は、市が直接実施する健康診断等の健康管理対策事業と、市からの交付金により職員福利厚生会が事業主としての市に代わって実施する福利厚生会事業があるが、福利厚生会事業(市交付金:会費=1:3)については、平成18年度から外部有識者の意見を取り入れながら、公費が充てられる事業として適正な事業内容であるものを「交付金事業」とし、それ以外は「会費事業」として事業区分を明確にするなど見直しを行い実施している。今後も、事業内容・実施方法については、市民の理解が得られるものとなるよう、常に点検・見直しを行い適正に事業を実施していく。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="170 1257 622 1437">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 <li data-bbox="170 1437 622 1525">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>管網計算データ処理、給水工事審査検査事務処理のために採用していた臨時職員2名を平成18年度から1名に減員し水道事業事務全般の事務補助をすることにより、効率化を図った。</p> <p>平成18年度から工事等の入札業務を一般会計に委任し、損益勘定職員を1名減員とした。</p> <p>複合機の導入により、水道事務所のOA機器を一元化して消耗品等の経費節減を図っている。</p> <p>契約方法の見直しにより、従来随意契約を行っていた委託契約を入札に変更。(前年度から約20万円減)</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	昭和50年代後半から60年代にかけて数回にわたり行った料金改正により、当時は全国的にも高水準の料金体系となった。現在でも道内で上位に位置しており、現行の料金水準を維持していくこととする。 遊休資産となっている土地の一部及び廃棄処分していたメータを平成19年度に売却しており、今後も可能な限り売却を継続していく。(H19土地売却500千円、廃棄メータ等不用品売却2300千円、H20不用品売却1400千円、H21以降不用品売却1000千円)
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入	決算予算の概要等については、一般会計と合わせて市のホームページや広報誌に掲載してきたが、(今年度開設予定の水道事業ホームページにより積極的な情報公開を行う。)→平成20年度に開設した水道事業ホームページにより、積極的な情報公開を行なっていく。 平成16年度から市が行なっている事務事業評価に水道事業の事務事業も参画、実施している。
5 その他	工事コスト 平成17年度にDIP管を新開発資材(PP管)に変更(H17縮減額約16百万円、H18約14百万円、H19縮減額15百万円、 H20縮減額9百万円)、平成18年度に既設路盤材を凍上抑制材に有効利用する(H18縮減額約7百万円、H19縮減額4百万円、 H20縮減額6百万円)などで、コスト縮減を実施。 平成20年度～平成21年度建設予定の水道管理センターを配水池に隣接して建設し、既設発電機を共用することにより発電機室(約2百万円)及び発電機装置・変圧器盤費用(約26百万円)が不要となる。 経費の削減 平成21年度から配水池の送水ポンプ回転数を制御して動力費を削減する。(電力削減量年約113,000kw、年間1300千円)

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成18年度に損益勘定職員1名、資本勘定職員1名を減員した。 平成19年度には国家公務員の給与構造改革に合わせて給与体系を見直すと同時に、特殊勤務手当を全廃した。 平成23年度に職員数を1名減ずることにより、人件費の抑制を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 維持管理経費の適正化	平成19年度から配水池の電気保安業務委託について、随意契約から入札に変更。 平成20年度以降の水道施設維持管理業務委託については、入札を実施し、長期継続契約とする。 している。 量水器についても引き続き入札を実施してコスト縮減を図る。 平成21年度から配水池の送水ポンプ回転数を制御して動力費を削減する。（電力削減量年約113,000kw、年間1300千円）
5 工事コスト	平成17年度にDIP管を新開発資材（PP管）に変更、平成18年度に既設路盤材を凍上抑制材に有効利用するなど、コスト縮減を実施。 平成20年度～平成21年度建設予定の水道管理センターの建設地を配水池に隣接して建設し、既設発電機を共用することにより、発電機装置等費用及び発電機室が不要となる。
6 その他	繰上償還にあたっては、減債積立金を取り崩すこととし借換えは行わない。 滞納金の収納対策として、長期滞納者との直接面談を強化し、収納を促進する。 遊休資産となっている土地の一部及び廃棄処分していたメータを平成19年度に売却しており、今後も可能な限り売却を継続していく。（H19土地売却500千円、廃棄メータ等不用品売却2300千円、H20不用品売却1400千円、H21以降不用品売却1000千円）

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

- 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
- 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
- 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
- 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
- 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
- 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
- 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
- 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
- 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
6	未収金の徴収対策							18	19	19	19	20	
	改善額							0	3	1	1	2	7
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	75(H18)												
6	その他(不用資産売却)							3	1	1	1	1	
	改善額							3	1	1	1	1	7
【経費の削減】													
1	職員数(人)	26	26	26	26	24		24	24	24	24	23	
	増減数(人)					△2	△2	0	0	0	0	△1	△1
	職員給与費の適正化												
1	職員給与費(※H13 239)	232	227	223	226	214		218	220	223	224	225	217
	改善額	7	12	16	13	25	73	8	6	3	2	1	9
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0							
4	維持管理費等	19	21	20	21	20		18	19	20	19	19	
	改善額(適正化)	-1	-3	-2	-3	-2	-11	2	1	0	1	1	6
5	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)				16	21	37	19	15	2	26		60
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高 H13 1628	1573	1536	1508	1592	1645		1466	1456	1423	1359	1307	
	増減	-55	-92	-120	-36	17		-179	-189	-242	-286	-338	
	計画前5年間改善額 合計						99						106
	改善額 合計												67

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 10

○人件費縮減施策(改善額積算内訳) ※ 計画に積算内訳を添付すること。

・職員数の削減(H18)	△12	△12	△12	△12	△12	△12	△12
・人事異動・平均年齢上昇等による増		4	5	6	9	10	11
・職員数の削減(H23)							△8

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	58	58	59	60	60	61	61	62	62	63
年間総有収水量(千m ³)	5001	5054	5123	5172	5168	5264	5287	5321	5360	5408
公称施設能力(m ³ /日)	24000	24000	24000	24000	24000	24000	24000	24000	24000	24000
1日最大配水量(m ³ /日)	18219	18576	18704	18784	18555	19001	18868	18934	18996	19057
最大稼働率(%)	75.9	77.4	77.9	78.3	77.3	79.2	78.6	78.9	79.2	79.4
供給単価(円/m ³)	210.3	210.4	210.7	212.0	210.5	209.3	209.4	209.2	208.8	207.8
給水原価(円/m ³)	217.0	217.7	217.1	216.6	214.1	216.4	217.7	217.4	217.2	218.2

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。